

京都市告示第 466 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 18 年 1 月 5 日

京都市長 榎 本 頼 兼

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	久多水0219号	左京区久多川合町川合原56番地の 4 地先 左京区久多川合町川合原69番地地先	
2	久多水0220号	左京区久多川合町川合原71番地地先 左京区久多川合町川合原56番地の 3 地先	

(建設局道路部道路明示課)